

上尾市告示第 2 7 3 号

屋外広告物法（昭和 2 4 年法律第 1 8 9 号）第 8 条第 1 項の規定により、
広告物及び掲出物件を保管したので、同条第 2 項の規定により、別紙のとおり
公示する。

令和 8 年 9 月 4 日

上尾市長 畠 山 稔

屋 外 広 告 物 等 保 管 物 件 一 覧 簿

保管を始めた日時		令和8年8月6日			
保 管 の 場 所		上尾市道路補修事務所（大字上野984）			
整 理 号	名称又は種類	数 量	放 置 さ れ て い た 場 所	除 却 し た 日 時	備 考
1	立看板、はり札、 はり紙	0	ニッサン通り	9時00分 ～ 9時40分 ころ	ロードコーン（個） 0
2	立看板、はり札、 はり紙	6	市民体育館通り	9時40分 ～ 10時30分 ころ	0
3	立看板、はり札、 はり紙	3	夕日が丘通り	10時30分 ～ 11時20分 ころ	0
4	立看板、はり札、 はり紙	4	浅間通り	11時20分 ～ 12時00分 ころ	1
5	立看板、はり札、 はり紙	4	べにばな通り	13時00分 ～ 13時50分 ころ	1
6	立看板、はり札、 はり紙	4	市役所通り	13時50分 ～ 14時40分 ころ	0
7	立看板、はり札、 はり紙	3	第二産業道路	14時40分 ～ 15時30分 ころ	0
8	立看板、はり札、 はり紙	0	はなみずき通り	15時30分 ～ 16時00分 ころ	0
合計		24			2

屋 外 広 告 物 等 保 管 物 件 一 覧 簿

保管を始めた日時		令和8年8月21日			
保 管 の 場 所		上尾市道路補修事務所（大字上野984）			
整 理 番 号	名称又は種類	数 量	放 置 さ れ て い た 場 所	除 却 し た 日 時	備 考
1	立看板、はり札、 はり紙	3	市民体育館通り	9時00分 ～ 9時40分 ころ	ロードコーン（個） 0
2	立看板、はり札、 はり紙	0	並木通り	9時40分 ～ 10時20分 ころ	0
3	立看板、はり札、 はり紙	0	中山道	10時20分 ～ 11時10分 ころ	0
4	立看板、はり札、 はり紙	0	浅間通り	11時10分 ～ 12時00分 ころ	0
5	立看板、はり札、 はり紙	0	べにばな通り	13時00分 ～ 13時50分 ころ	0
6	立看板、はり札、 はり紙	2	市役所通り	13時50分 ～ 14時30分 ころ	0
7	立看板、はり札、 はり紙	0	第二産業道路	14時30分 ～ 15時20分 ころ	0
8	立看板、はり札、 はり紙	4	ニッサン通り	15時20分 ～ 16時00分 ころ	1
合計		9			1

屋 外 広 告 物 等 保 管 物 件 一 覧 簿

保管を始めた日時		令和8年8月27日			
保 管 の 場 所		上尾市道路補修事務所（大字上野984）			
整 理 番 号	名称又は種類	数 量	放 置 さ れ て い た 場 所	除 却 し た 日 時	備 考
1	立看板、はり札、 はり紙	0	ニッサン通り	9時00分 ～ 9時50分 ころ	ロードコーン（個） 0
2	立看板、はり札、 はり紙	0	夕日が丘通り	9時50分 ～ 10時30分 ころ	0
3	立看板、はり札、 はり紙	0	市民体育館通り	10時30分 ～ 11時20分 ころ	0
4	立看板、はり札、 はり紙	0	運動公園通り	11時20分 ～ 12時00分 ころ	0
5	立看板、はり札、 はり紙	0	中山道	13時00分 ～ 13時30分 ころ	0
6	立看板、はり札、 はり紙	5	べにばな通り	13時30分 ～ 14時20分 ころ	1
7	立看板、はり札、 はり紙	0	第二産業道路	14時20分 ～ 15時20分 ころ	0
8	立看板、はり札、 はり紙	0	はなみずき通り	15時20分 ～ 16時00分 ころ	0
合計		5			1